

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成26年 9月18日(木) 午前10時00分～11時03分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一  
7番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、  
14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 6番 幸前信雄、  
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 12番 内藤とし子、  
15番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、  
上下水道GL、地域産業GL、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第40号 財産の取得について
- (2) 議案第41号 市道路線の認定について
- (3) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (4) 議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (6) 議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、9月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鷲見宗重委員を指名いたします。それ

では、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

### 《質 疑》

（１）議案第４０号 財産の取得について

委員長 質疑を行います。

問（４） 議案第４０号になるんですけども、この前の決算委員会で４０号に関連して公共下水道のほうの特別会計のほうで、服部新田の近辺の排水のことについて現況調査検討業務委託のことをちょっと説明されていたかと思imasuので、関係すると思imasuので、まずその辺のところをちょっとお聞きしたいと思imasuして、お願いしたいと思imasu。

答（上下水道） 現況調査検討業務委託の結果についてで、よろしいでしょうか。

「・・・」と発声するものあり。

答（上下水道） それでは、調査の結果について説明させていただきます。まず、現地を踏査しまして、測量をしております。そして、現況の貯留可能量を計算して、ポンプ場及び雨水調整池の案を検討いたしました。３案ほど検討しておりますが、その内の雨水全量を貯留する方法につきましては、時間当たり５０ミリの降雨について対応するということですが、今年も各地で発生しております局地的集中豪雨や長期間での降雨に対応できないため検討から除外しておりますが、ポンプによる全量強制排除方法と調整池とポンプを組み合わせた排除方法につきましては比較をしております。結果的には、調整池とポンプを組み合わせた排除方法は、建設費が高くなるということと維持管理性で優位となりますけども。あとポンプによる全量強制排除方法でござimasuますが、浸水に対する安全性、必要用地の確保で優位になるということになっております。決算特別委員会でも説明させていただきましたが、仮に下水道事業で進めた場

合ということで、どの位置がいいんだということでも検討させていただいておりますけども、1案として、現在、下水のほうで基本計画である服部新田雨水ポンプ場のミツカン工場の北側、これが第1案、それから2案が東海興業高浜工場の西側、3案が現在の服部排水機場周辺で検討させていただきました。比較は、必要な用地の確保、施工性、建設機材の搬入、流入渠、放流渠について比較しておりますけども、結果、2案、3案につきましては、例えば、全工法とも海岸保全区域に指定されているということで、調整池をつくるに際して堤防の肩から30メートル、その付近につきましては、協議だとか許可が必要になるということですか、衣浦臨海鉄道の高架がありますので、そういったものも考慮してやること、それと、委員も御承知のとおり、今、海岸の堤防、補強工事が行われております。そういったこともありますので、なかなか難しい面もあるんですけども、そういったことを加味すると現計画のミツカン工場の北側、ここがいいということで、下水道計画では検討させていただきました。

問(4) 非常に近年、それこそゲリラ豪雨というんですかね、そういうのが多いものですから、なかなか。ちょっと、今、その服部排水機のあたりのところを管理されている方と話をした場合にですね、なかなか水の排水が間に合いくらいという状況を多々こう聞いているので、ぜひとも、今の堤防の補強工事等が終了した後で、できるだけ早急に頑張ってくださいなと思ひまして、ちょっと質問させてもらいました。

答(上下水道) 決算特別委員会的时候でもお話させていただきましたが、下水道事業で行うのか、他の事業で行うのかというような選択肢もございますので、その辺は、市のほうで考えていきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

委員長 ほかに。

問(16) 今、お話伺いましたけども、ここの地域は水害が多いということと、今後、どれぐらいの被害を想定してこういった対策をとっていかれるという、そういう考え方みたいなことをちょっと伺いたいですけど。

答(都市政策部) 今、小野田委員のほうから被害の想定ということでございますが、まさに、何度もいろんなときに申しておりますのは、時間50ミリについて、まずきちんとした整備を市域についてはしていきたいということの考

えの中で、私どもも、今、上下水道のリーダー言いましたように、ポンプ場の計画がある用地である。そして、この遊水地を買うことによって安全性が少しでも確保されるということで、具体的に被害予測がこうだからここを確保するということではございませんが、現に芳川四丁目の一部の付近では過去の水害によって床下浸水等、道路冠水等が起きておるものですから、そういった部分も含めて今回購入させていただくというものでございます。

問（１６） わかりました。被害想定はきちんとまだしっかりと出ておりませんが、皆さんが、今後、水害になるべく最小限で抑えていただけるような安心感をもって暮らしていただけるような対策を今後ともよろしく願います。

委員長 ほかに。

問（１４） 先ほどこの遊水地の容量というか、計算してということだったけど、現状でどの辺の地域というか、何ヘクタールというかが、このここへ流れ込んでいるというか、要するに逆に言えば、カバーしているか、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

答（上下水道） すみません。現在、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また御報告させていただきます。

問（１４） それと、先回の豪雨のときを機会になのか、ずっともう何年も前からここを遊水地として必要なというふうなことを気がつかれていたのか。多分、この土地はもともと民地であったところをミツカンさんが買われたと思うんですけど、いわゆる、高浜市の市有地ではなかったと思いますけども、こういう、ここを遊水地として本当に必要だというふうに気づかれたのはいつ頃なんですかね。

答（上下水道） 下水のほうの計画ができたのが、平成元年でございますので、それ以前からこういった遊水地を有効利用するということは考えていたと思います。

問（１４） ということで、昨年でしたか、その豪雨をきっかけにしてこういうふうに動かれたということ、以前から問題ではあったけどもなかなか、予算とかいろんな関係があって、できなくて、この機会にということですかね。

答（上下水道） 以前から問題視はしておりました。ただ建設費が、なかなか

高価なものでございますので、なかなか踏み切れなかったということと現状が遊水地で服部排水機場が機能しておりましたので、現状のままでも、それなりに被害も少なかったものですから、現状のままということでおりました。ただ、近年になって市街地、結構、開発が進みまして現状が変わってきたということで、平成25年度のほうに現況調査をやらせていただいたということでございます。

委員長 ほかに。

問（10） ちょっと繰り返しの質問になるかもしれませんが、この価格の決定において3カ所でそれぞれ価格が違うと思いますけども、この価格の決定においてどういう手法をとられて、この価格でミツカンさんと交渉されたのか、その経緯をお聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 3カ所の土地の価格でございますが、まず、この3カ所とも全て不動産鑑定士さんによる土地の鑑定をしていただいております。その鑑定のプロセスにおきまして、今回、3つに分けておるわけですが、まず一番大きな鑑定の価格として、値段に左右される要因が、道路がその土地に接しているかどうかということが一つ大きな問題になります。ちょうど真ん中あたりの土地が、道路に接しておりますので、こちらの土地は道路に接している土地ということで高い評価を鑑定士さんのほうからいただいております。それで、切れているのはなぜかということになるかと思うんですが、実際にここには市の土地及び国有地、昔の国が持っておりました土地が帯状にありまして、そういった公有地がある場合は、一応、鑑定をする場合には分割するというので、公有地を挟んで、それぞれミツカンさんが所有されている土地が3つになっている状況でございます。逆に今度、土地がついていない、道路がついていない土地ですと非常に鑑定の価格というのが安くなるという試算で、鑑定価格を鑑定士さんが出されております。あともう一つ、鑑定価格で大きな要因がありまして、開発手法による土地の鑑定をするやり方と、あと、取引事例法ということで、類似の土地がこの近くで取引されている場合の金額を使ったりするという状況がございます。今回、この価格につきましては、西尾市さん、旧一色町さんの養鰻場の売却の事例がございましたので、そちらの売却事例の価格を参考に鑑定士さんのほうで、価格を決められております。

問（10） 当然、一般質問ですとか総括のときに質問が出たと思いますけども、管理者が高浜市になる。そうなると、この管理というのが非常に難しくなってくるのかな、当然、安全対策も必要なのかな、あるいは、しゅんせつというんですかね、泥を除去するというようなことも、検討に入れていかなければいけないのかなと思いますけども、そういった点の対策といいますか、考え方があれば教えていただけたらと思いますので、お願いします。

答（都市整備） 今回、この土地を購入する交渉の際に、現地のほうとさせております。服部排水機の管理者さんの方に水を排水していただいて、現状の土砂の堆積状況等も全て確認いたしました。土砂はかなりちょっと堆積している状況も見受けられます。ただ、今、海岸堤防の補強工事、耐震化工事ということで知立建設さんの工事を進められておりますので、その関係で土砂も、土のうを一杯積んでおられますので、その土のうから流出した土砂等もございますので、それにつきましては知立建設さんのほうに土砂の除去を現在お願いしております。それにあわせて市のところでも、市が今回購入するところでも若干土砂の堆積が見受けられるようですが、そちらにつきましては、今後、どのような手法がいいのかということを検討してまいりたいと思っております。

問（10） 私も若いころといいますか、小学校、中学校の頃はよくこの地域で遊んだ覚えがあるわけですがけれども、あのころは、ここはどういう理由か、あの時代はわからなかったんですが、要するに、私有地であるから入ってはいけないよとか、魚釣りしてはいけないよとか、そういうことを頭に入っていたんですよね、そういうことを先輩の子供のほうから聞いて入らなかったし、魚釣りもしなかったんですが、これで市有地になった場合、そういった市民への開放ということも考えておられるのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

答（都市政策部） 今、市有地になった場合のその後の使い方というような部分だと思いますが、目的は遊水地でありますので、今、おっしゃった、前の質問でもおっしゃいました安全性の問題と、そういったところにも配慮する必要があり、また、これはベイサイド計画、過去に、21年3月でしたかね、改定をして、高浜の海岸沿いについてずっと計画を立てておりますが、その中でも、やはり、鳥が集まったりだとか、そういう話の中で、いわゆる、散策をしたり

するゾーンには指定をされておりますが、そういったことを実現していくにはかなりいろんな部分での問題もあると思います。そこを開放するかという面については、今の段階ではここを積極的に使って遊んでくださいという考えは、今のところ持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

問（10） 私の近くの方たちは、ここで緑地ができる、あるいは、海岸堤防の工事も終了する。そうしますと、非常に散策道として非常にいいところだねと早く整備してほしいねという意見をいただきます。有効的にこういう景観地が、海があつて堤防があるという非常に景観がいいものですから健康自生地ではありませんけれども、そういった散策道みたいなものを整備とはいいませんけれども、安全を少し考慮していただければ皆さん方が緑地を使って、あの堤防を使って大山緑地へ入るとか、そういった散策道的な健康の遊歩道というようなものが確立できれば、また一つ市民にとっては新しい楽しみがふえるのかなと思いますので、これは一つ要望しておきますので、安全面とそういった利活用を一つ御検討いただければと思いますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

問（11） 素朴な疑問なんですけども、今回買われる土地とあと残っている土地があるんですけども、これについてはいろいろ沼地、沼地っていうか、その池の部分が随分残っているように思いますけども、これについてはどういう、誰、どちらの土地なのか、また、これについては利用可能なのかっていうことがちょっとわからないのでお願いします。

答（都市整備） 議案参考資料のほうに、議案40号、財産の取得別添図という図をつけておるかと思うんですが、ちょうどこの弓状に湾曲しておりますところで、一部白地が残っております。この部分については既に公有地でございます。今回、その芳川町四丁目という形で文字が書いてありますが、ここちょうどそこが、ミツカンフレッシュさんの中部工場になりますが、その下が東海興業さんという工場になりまして、その下にも沼地がございます。その沼地につきましても、現在、東海興業さんが所有されております。それ以外の堤防と陸地で挟まれたところにつきましても市及び公有地ということで、一般的に水が広く遊水できる土地という利用の仕方を考えております。

問（11） 南のほうの東海興業さんの土地というのも、これ沼地だと思うん

ですけども、これについては将来どういう考え方でというか、どうするのかちょっとお願いします。

答（都市政策部） 今、御質問の東海興業さんのすぐ、図面でいいますと左側でございますが、これ約5,800平米ほどございます。これは、今、リーダー申しましたように、東海興業さんが所有をしてみえる池というか、地所になっておりますので、今、実はですね、平成18年の時に、ここは先ほどから申ししておりますが、既に、私どもは遊水地として必要な機能を持っている溜池だというふうに考えておりました、その部分を、例えば、今、東海興業さんがですね、将来にわたって工場の増設だとか、または改築だとかをされた場合に、この池を埋められることがもしかするとあるかもしれない、そういったことを含めてですね、やはり、きちんと安全性を担保する意味で、18年のときに東海興業さんと合意書を形成しておりました、形質変更の際にはきちんと市にも教えてくださいよというようなことを取り交わしております。実は、その部分は、今、公有水面というような言い方で全部一体として遊水地になっておりますので、この部分については減免をさせていただいておりますので、そういったことで御了解を得ているということでございます。

問（11） 使えるってことですね、結局は。そういうことですね。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第41号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

問（10） この3つの路線だけに関わらず、全体的な、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、こういう開発行為によって開発した道路等の安全対策等は、市の行政として開発業者にどのような指導をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市政策部） 今、開発に対する御質問でございますが、高浜市の場合は開発指導要綱というものを持っておりまして、その基準を申し上げますと区画の形質変更で500平米以上の宅地開発の場合、それと一団の住宅地の分譲で5区画以上ですね、5件以上の建築の事業、それから集合住宅の場合ですと10戸以上の集合住宅の建設、そういった場合は、その指導要綱に基づいて事前に、許可権者は愛知県でございますが、事前に高浜市のほうに出していただくこととなります。事前で開発のこの指導要綱に基づく審査を出していただくこととなりますので、申請を。それで、その段階で私どもは、規模にも応じますが宅地開発の担当者会議という組織を用意しておりまして、この担当者会議と申しますのは各関連のグループが全て集まりまして、その中でその開発行為に対して、きちんと市の意見を付して、業者に返すというようなことで、今、御心配の安全対策につきましても、カーブミラーでありますとか、それから防犯灯、道路の区画線等をですね、そういったところも県の基準もしかりですけども、高浜市の技術基準もきちんと加えさせていただいて、指導をしておるという状況でございます。

問（10） そうすると、50ミリの雨が降っても大丈夫なような側溝を、地形に合わせてU字溝の大きさも市のほうが指導するということになるわけですね。あるいは、多分、この開発ですので住宅は建っていない状態ですのでまだカーブミラーがどこに必要なのか、停止線がどこに必要なのかということもわからない、あるいは、防犯灯もその時点ではわからないが、もし、帰属された場合、新たにそういうものが発生した場合は、市の責務でそういうものを設置するという考えでよろしいでしょうか。

答（都市政策部） 基本的にはそういった部分はないように、事前の段階で現地のほうも確認をして、将来道路がこういうふうについてどういったところに建物が建った場合というようなことで、当然ながら各担当部局できちんと審査をするわけでございますが、今、御質問の中でありましたように、万が一、後になって漏れてしまった場合、そういった部分につきましては、後で発生した状況に応じて、市のほうできちんと必要な部分については、設備をさせていただくということとなります。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

### (3) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

問(4) 一般会計補正予算のことで、まず、お聞きしたいのが8款、2項、1目、生活道路新設改良費の小規模工事費の3,000万の増額についてちょっとお聞きしたいと思うんですけども。まず最初に、小規模工事の補正予算ですけども、例年ですと、大体12月議会に対応されてたかと思うんですが、今回、この9月議会としたその辺のところの御説明を、まず、お願いしたいと思うんですけども。

答(都市整備) 今回、9月議会に提案させていただきましたことについて、お答えいたします。まず、補正が必要になった理由として2つございまして、側溝の浚渫工事を前倒ししております。それと市道の道路区画線の設置工事をまだ現在も進めておりますが、予定していることにより小規模工事費に不足が生じるため、補正のほうを9月で上げさせていただいております。

問(4) 不足が生じるおそれがあるということですね。今の答弁で、側溝の浚渫工事を前倒して道路区画線設置工事を予定しているというような説明があったかと思うんですけども、どのような工事なのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

答(都市整備) 最初に、前倒ししております側溝の浚渫工事でございますが、近年頻繁に発生しております短時間で大雨が降るという局地的集中豪雨に対応するためございまして、この局地的集中豪雨で、市内で道路の冠水が見受けられます。その際に、現地に赴いて側溝等の調査を実施しております。その結果、側溝にかなりの土砂が堆積しているだとか、建物等の建築時に排水されたと思われるんですが、コンクリートのノロということでコンクリートが固まる状態で側溝に堆積するという状況が確認できており、排水不良の原因というこ

とを突きとめております。その原因の改善が必要になったということで工事のほうを前倒しで実施しております。当然、今後来る台風にあわせての前倒しになります。また、予定の道路区画線設置工事につきましては、今年の5月16日に小池町で発生しました自動二輪車の死亡事故現場において現地付近の道路区画線が消えており、事故対策会議時に、警察から区画線設置が事故抑制の有効手段であるということをご指摘を受けております。それで、市内の道路区画線の調査を実施し、昨年度行った通学路以外の箇所での過去、区画線を設置工事をしていない区域について、区画線設置の工事を予定しております。

問（４） 区画線がはっきりしてないので、それで事故の原因ではないかというようなことで、区画線を引かれるということですね。高浜も事故ができるだけないようにということで、少しでもそういったことをやっていただければありがたいなと思っております。それで今度、現在の小規模工事費の支出状況というのが、わかりましたら教えてもらいたいと思うんですけど。

答（都市整備） 4月から8月末までの5カ月経過している状況で、約半分の2、200万円程度の支出負担行為が済んでいる状況でございます。

問（４） 約半分ということですね、わかりました。近年、先ほども説明にありましたけども、異常気象ではないかと思われるようなゲリラ的な豪雨の頻度が非常に高くなっているということをおも感じしておりますし、また、市民の方から道路の浸水に関する相談を受けることも多々あるものですから、大変かと思っておりますけども速やかな対応を市のほうとしてもお願いしたいと思ひまして、終わりたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（１０） 予算書の49ページ、8款、土木費、道路橋りょう費でありますけども、前回の説明の時に、道路維持管理事業の委託料の橋りょう点検15メートル未満の19橋を実施しますということですが、これ以上のものも数本、国道か県道にあると思ひます。ここは国、県が点検をするという棲み分けがされているのかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

答（都市整備） 今回、高浜市が実施いたします橋りょうの点検でございますが、まず市道の橋りょうということになります。15メートル未満ということでございますが、ちょっと過去の経緯を簡単に御説明させていただきます。平

成24年度に9橋、橋りょう点検業務を実施しております。この9橋につきましては桁の橋ということで、15メートル以上の橋になっております。平成25年の3月補正予算でも橋りょうの点検業務ということで上げさせていただいておりますが、こちらが12橋になりまして、橋長が15メートル未満の橋になっております。今回、補正で上げております15メートル未満なんでございますが、これはボックス橋ということで構造的に、こう土台があつて橋をかけるのではなくて、四角いコンクリートのボックスを置いて橋にするというようなボックス橋を対象とした18橋になります。国と県の橋につきましては、国につきましては、高浜市について国道419号線というのがございますが、実質、県管理になっておりまして、そちらについては愛知県のほうで既に実施されていると聞いております。

問（10） もしこの中で、不整備だとか、修繕、補強が必要だとなった場合は、どういう方法でそれに対応されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 橋りょう点検の結果、緊急に工事が要するだとか、経過を見て修繕を要するだとか、それぞれランク、工事の危険といえますか補修対象のランクがつきます。現在市内に1橋、緊急に対応すべき橋りょうというのがあります。それにつきましては来年度、できれば予算の段階で対応のほう考えたいと思っておりますが、ちょっと橋という構造物がすごく特殊な構造物でございまして、実際に悪いのはわかっているんですけど、どういったことが悪いかというようなところは、やはり専門家のほうの方に見ていただくということがございますので、現在、橋りょうの専門的な会社さんのほうに問い合わせているところでございます。

問（10） 同じく都市計画総務事業の都市計画基本図修正業務委託料でありますけども、これはハザードマップの修正を行うということだったのですかね。

答（都市整備） ハザードマップのベースとなる都市計画基本図、いわゆる私も白図ということで言っておるんでございますが、家が描いてあったり道路が描いてあったりというような、一般的な地形図になります。そちらの更新ということでございます。

問（10） それはハザードマップではなくて、地形図ということですか。当然、今、各町内会で地域ごとに、それぞれの町内会の皆さん方が地域の危険水

域だとか危険場所等々をNPOの方にお問い合わせをして、つくっているわけですが、こういうものも、ある程度ハザードマップも含めてリンクをしていくと、ここは危険だよとか、そういったものを織り込んでいかないと、せっかくの基本計画図が、なかなか生かされないかなと思いますけど。そういったローカルのハザードマップ、それから市が持っている全体のハザードマップ、あるいはこの地図、基本図ですか、こういったものというのはいまリンクをされていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市防災） いろいろとハザードマップ、地域の方々つくっていただいているものがあるんですけども、その大もとになるのが、この都市計画図でございますので、最新の情報が、要は、地図上になるということで、それを用いていろんなハザードマップを使っていくということで、古い地図だと、今、現状ある建物がなかったり、あるべきものがないとかありますので、そういった活動のもととなりますので、この最新の図を使って皆様方が活用していただくと、そういった形になります。

委員長 ほかに。

問（11） 先ほどの49ページの都市計画基本図修正業務委託なんですけども、これ、また素朴な疑問なんですけども、これはいつごろ、前は、修正されたのか。それで、なぜ、今、必要なのかということをお願いします。

答（都市整備） 現在、高浜市の都市計画基本図でございますが、平成19年度の地図でございます。現在が26年度になりますので、既に6年経過しているという状況でございます。市内、特に吉浜棚尾線、高取のほうで吉浜棚尾線という道路が開通されたりとか、あと、交差点の形状も大きく変わっております。あと吉浜のほうでは吉取線という道路が、一部共用が開始されたということで、かなり道路の新設が出ております。また、開発、宅地開発も頻繁に行われておりますので、そういった道路もできておるという状況でございます、そういった道路の変化等も今回の基本図に全部反映させることになります。

問（11） 7年前の地図を、今、使っているということなんですけども、これも計画的にというか、2、3年にというか、頻繁に変えてくのが、本当いいのかも、そういう形でやっていったほうがいいのかというふうに思うんですけど、そういう考えはありますか。

答（都市政策部） 今、お話の中で、毎回というか、隔年ごとでというような御質問でございますが、そこまでのですね、やはり、確かに、お答えをした部分と相反する部分もあるかもしれないですね。毎回、先ほどもリーダーが申しましたように、開発というのは、区域をある一定の区域、それから、道路も含む場合もございますので、そういった部分というのは、当然ながら都市計画図の中に反映をされるのが望ましいわけでございますが、5年を1つのベースとして都市計画の基本図というのは考えております。それは、都市計画基礎調査という都市計画法に定義づけられたそういった基本的な調査がございます。人口の動態を監視するだとか、それから、世帯数の増加だとか、土地利用の変化等を、5年を1つのサイクルとして調査をしていきますので、その調査をするときに、そのベースになる図面だよということになっておりまして、今回、この時期にというようなことで、補正で上げさせていただいた理由は、先ほどからちょっとほかの委員の中にも出ておりますが、今年、ハザードマップをつくるんだよという私ども当初予算で上げております。その中でやはり御提供していくのに、地域の方の声として、窓口の中でもそういった声をよくいただきます。ここの道路は、もう既にでき上がっているのではないかだとか、住宅の前の道はこの図面についていませんねというようなことも聞きましたので、そういったことを多面的に考えて、時期として補正ではございますが、この時期にやる必要があるだろうというようなことで考えております。先ほども言いましたように、毎年というのは、今のところはそういった調査との兼ね合いもございまして、考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（14） 参考までにお聞きしたいんですけども、ページ44、45の基金費のところなんですけど、財調が2億1,400万超ですか、それから、公共施設が1億5,000万、積み立てられていますけど、これは繰越金が決定的で、その一部を回していると思うんですけど、この按分といいますかね、何か財政的な計画があつて毎年こういうふうのためにためていく、積み立てていくんだというような、いろんな財政計画の中で行われていると思いますけど、基本的な考え方といいますか、目標についてお聞きしたいと思います。それと、あと残りの部分があると思うんですけども、こちらに振り回す以外の繰越金の中の、

その辺は、主なところは何に使われているのか、お聞きしたいと思います。先ほど来から出ております、橋りょう点検調査業務委託料の478万3,000円なんですけど、これは、この補正で出てきたということは、何か当初計画にはなかったものがあったわけですか。何か理由があるかと思うんですけども、それとその理由と。それと、この委託料、委託されていますけども、これは、いわゆる職員で調査するということが、およそ不可能なことなのか。人材的といいますか、人数的にそこまでの余力がないということなのか、可能ならば自分で点検して自分で考えて改修していくのが一番わかりやすい。先ほど答弁にもありましたけども、やはり自分の能力を超えたところで調査されても、それを、調査内容をきちんと掌握することは果たしてできるのか。その後の運営というんですかね、管理をできるのかちょっと疑問に思うんですけど、その辺の管理は、きちんと調査結果を十分掌握して、そしゃくして今後活かしていくのか。そして、これは毎年、毎年、こう経年劣化が進んでいくわけですから、今回やったのが10年後にも通用するとは限らないものですから、こういうのをどのように、今後、管理運営して役立てていかれるのか、お聞きしたいのと。それから、小規模工事については、毎年途中で補正が行われますけども、今回は3,000万、結構大きな補正で、毎回何千万という補正が出ていますけど、これなぜ当初から、最初から、どちらにしてもかかるものなら当初に組んでいても年間130億からの予算を組む中の3,000万ぐらいたかが知れていると、私は思うんですけど。かかるものなら、最初からそのように措置して、そのような計画で仕事を進めていけばいいのかなというふうに思います。それと都市計画総務事業の都市計画基本図修正業務委託料ですけども、5年に1回というそういう国の規定があるということであるならば、なぜ、5年、1年前ですか、1年前にやれなかったのか、それも財政的な意味なのか、その辺もお聞きしたいと思います。

答(財務) 初めに、1点目、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。今回の補正予算で公共施設整備基金に1億5,000万円を積み立てておりますが、その基準という御質問でございますが、今回の補正ですが、前年度繰越金の額の確定に伴いまして余剰財源が生じたことから、財政調整基金と公共施設等整備基金への積み立てのバランスを考慮いたしまして、公共施設整備

基金へ1億5,000万円を積み立てております。そのほか、今回の補正予算の財源といたしまして繰越金の一部を充てておりますが、その残余につきましては財政調整基金への繰り戻しと財政調整基金への積み立てを行っております。今回、1億5,000万円を積み立てたその根拠でございますけれども、公共施設あり方計画案を踏まえますと、平成30年度から33年度までに、高取小学校、吉浜小学校、保育園2園、幼稚園4園ほかの大規模改修が予定をされておりまして、その前には28年度、29年度で、高浜小学校の建てかえ事業が予定をしております。そうしたことから26年度から29年度の財政計画におきまして、29年度末の目標額を10億円といたしました。この10億円を、目標額を達成するために、今回、余剰金が出たときにできる限り今年度において、公共施設整備基金の積み立てを行いたいということで、1億5,000万円の積み立てを行ったものでございます。次に、残りの部分については、何に使われたかということでございますが、補正予算書の35ページ、36ページを御覧いただきますと、補正額といたしまして歳入合計、歳出合計、4億6,300万1,000円となっております。これを、財政調整基金部分を除きますと、歳入が6億2,750万3,000円で、歳出が2億4,870万3,000円となりまして、乖離額が3億7,880万円となります。この中で、今回の補正の財源に一部充てておりまして、この残余について財政調整基金への繰り戻し及び積み立てをおこなったものと御理解いただければと思います。

答（都市整備） まず、橋りょうの点検の補正、この時期に上げた理由ですが、橋りょうの点検につきましては、国庫補助対象事業になっております。愛知県より国庫補助対象事業であるということで、早急に対応すべきという連絡が来て、今回、補正予算で早急に対応という対応で臨んでおるところでございます。こちらの委託の職員の対応はできないのかということでございますが、先ほどもちょっと申し述べさせて、委員のほうからも御発言があったかと思うんですが。やはり、橋りょうというのは、非常に特殊な構造物でございます。実際に、点検といたしましては、目視だとか、打音の検査になります。あと、当然、水のところに橋はかかっておりますので、そういった安全面ということもございまして、やはり、専門的な業者のほうで対応していただくというようなことが最も優位ということで、委託を採用しております。こちら当然、

橋りょう道路等につきましては、今やって点検したから、では次に直せばおしまいというわけではございませんので、P D C Aのサイクルということもございます。実施して点検して、それがどうなったかということのを常に5年ごとにやっていきなさいよということで、国からのほうも指導もきておりますので、今後、そういった体制を考えてまいりたいと思っております。次に、小規模工事でございますが、一応、小規模工事につきましては、今回、やはり局地的地集中豪雨が続けているということで、市内のいたるところでその問い合わせがございまして、通報がございまして、やはり職員が、全部出ていろんな調査をした結果、かなり道路の側溝の堆積の状況がひどいということも判明しております、それを放置もできないということで、急遽、今回の補正のほうで上げさせてもらっているのと、あと、交通事故の関係で警察からの指導があったということでございまして、最後の基本図でございますが、5年ということのを1つやっております。今回、今年度の当初予算で、一応、計上のほうを財政当局とは一旦調整はしております。ただ、その際には、ちょっと見送るということでございましたが、先ほど、部長の答弁にもあったと思うんですが、やはりハザードマップというもので、今後、ずっと高浜市の市民の方が使うというようなところで、最新のものが必要であろうという判断で、今回。あと、市民からの本当にいろんな意見をいただいている、窓口でいただいているという状況の中で、今回、補正で対応すべきということで、上げさせていただいております。

問（14） 先ほど、29年度までに10億円をためるということのを以前にも聞いておりますけども。公共施設のために10億円をためるということは、必要最低というか、必要最低にも満たないような感じがしないでもないんですけども、その辺の10億円という目標というのは、どこからきておるのか。ここで聞いてもいけないかもしれませんが、1億5,000千万、今回、入れておられますので、計画どおりのことかもしれませんが、その計画の根源といたしますか、もとのところをちょっとお聞かせいただければと思います。それから、橋りょうのことについては、専門的な知識がいるということなんですけども、調査をされたものを、職員が再度できる限りのところでその状況を把握してみえるのか、書類だけ見て終わりなのか。それと、県がこういうことをや

りなさいといって急遽言ってくるのは、やはり、県に結果はこうでしたという報告もなさる、いわゆる、県が何か統計をとっているという意味なのか。それから、小規模については、毎年のことだからやむを得ない、こういうパターンでやっていくのだから、やむを得ないかもしれませんが、わかっているならば、最初から当初予算で出せばいいのかなというふうに私は思いましたんで、先ほど聞いたわけですけども。都市計画の基本図でもですね、市民の方から、これは違っていると言われてからやるのでは情けないと、私は思うんですね。5年ごとにやると決まっているんだったら、5年ごとでやれば。たとえ市民から何か言われても、こういうふうになっておりますからできませんので御了解いただきますと、はっきりと言えらると思うんですよ。と言われてからやるのではなんか情けないなど、私は思うんですね。何か正式な理由があればいいんですけども、毎年は、当然、必要ないと思いますし、5年というふうに国の決まりがあるならそれでやれば、800万ですか、結構な金額になりますけども、その辺、今後の考え方はどういうふうになってきますかね。

答(都市政策部) 私のほうから橋りょうの件と、それから基本図の件ですね。橋りょうの件につきましては、実は、今、委員がおっしゃいましたように、県のほうでも道路のメンテナンス会議ということで、先ほど、うちのリーダー言いましたけども、まだこの橋りょうに対する道路も含めてでございますが、国も、昨年、国土交通大臣が、メンテナンス元年だぞというようなことで旗を振られたというようなことで、我々も橋りょうというのは、既に、永久構造物であるからというようなことで、そういったあまりその維持保全という部分ですね、認識がなかったということで、そういった部分を含めて、県が音頭をとられて、中部地方整備局を中心とした道路のメンテナンス会議というのを今年立ち上げております。その中で、今、委員おっしゃったように、予防保全、それから、その点検に対する指針、それから、基準といいますか、そういったものも確立をしていかないといけないというようなことで、動き出したところでございます。職員のほう、では、書類を受け取っても全くわからないのかという。それは、そういうことではなくて、実は、昨日も名古屋大学のほうで、そういった橋りょうの点検、実質、近接目視をして、打音検査をするというようなことで、職員を研修に出させております。まだ本当に始まったばかりで、今後、

そういったところをきちんと吸収をしながら、今、おっしゃるような御心配の部分は、我々職員としても、技術屋としても、きちんと確保していききたいと、それから確立をしていききたいというふうに考えております。それから、基本図のことで、少し私の申し上げたところで誤解があったかもしれないですけど、5年と申しましたのは、都市計画の基礎調査のサイクルでございまして、国のほうの法律には、5年を経過したから基本図をつくりなさいよというようなことは書いてございません。今、先ほど申し上げた話の中で、本当は、確かに、スピーディーに、そういった部分が直れば一番いいんですけども、それは、今回もそうですけど800万近くのお金がかかってくるという中で、今、いろんな部分では、インターネット等でグーグルを見ると瞬時の地図情報だとかなんかでも、道路の情報がわかるというようなこともございまして。引きずって前言った段階で、されどハザードマップをつくるぞということで、急遽、この段階で計上したということで、私どもの考えとしては、今年、ハザードマップの話がなければ、当初予算にはなんとか計上してきちんと作成をしていききたいと、そういった考えを持っておりましたので、御理解をいただきたいと思っております。

答（財務） 公共施設整備基金への1億5,000万円の根拠と今後の計画ということでございますけれども、先ほど御説明いたしました、28年度、29年度の高浜小学校の建てかえ事業が33億円と見込んでおりまして、3分の1が国庫補助金で3分の2が市の財源ということで、22億円が市の財源になります。これが、起債で9割が借りられますので、残り1割の2億2,000万円は、市がその場で用意する必要があるということで、これを公共施設整備基金から充てたい。そういたしますと、次に平成30年から33年度までの中で、高取小学校等の大規模改修が予定をされておりまして、これがおおむね一般財源として補助金を借りても9億円から10億円が見込まれるということで、2億2,000万円と10億円を足しますと29年度末に累計として12億2,000万円まで積み立てておく必要があると。そうしまして、今回、1億5,000万円を積み立てることによりまして、27年度から29年度までの3カ年間では2億6,000万円、1年当たり8,700万円の積み立てとなります。逆に、今回1億5,000万円ではなくて、1億円を積み立てた

とすると、次年度以降、3カ年で1億円以上の積み立てを行わなければならないということになります。次年度以降の繰越金につきましては、未確定要素が大きいものがございます。そうしたことから積み立て財源が確保できた今年度において、1億5,000万円を積み立てたものでございます。

問(14) 橋りょうについては、都市整備グループの方々の技術が確実に継承されていくように、お願いを申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1回)

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
1回)

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

委員長 以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第40号 財産の取得について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第41号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(4) 議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
1回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前 11 時 03 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長